

令和5年3月2日

第2回 日南町議会定例会議案

日 南 町

議案第5号

工事請負契約の変更について(令和4年度 日南町TOWNS-NET同軸設備ほか撤去工事)

次のとおり、工事請負契約を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

日南町長 中村 英明

1. 工 事 名 令和4年度 日南町TOWNS-NET同軸設備ほか撤去工事
2. 変更契約の金額 契約金額「130,900,000円」を「123,153,800円」とする。
変更による減額 7,746,200円、消費税及び地方消費税込み
3. 契約の相手方 鳥取県米子市東福原3丁目8番14号
株式会社 中電工 米子営業所
所長 細田 武明

議案第6号

日南町過疎地域持続的発展計画の一部変更について

次のとおり、日南町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

日南町長 中村 英明

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変 更 前	変 更 後
<p>1 基本的な事項 (1) 町の概況 ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要 (省略) 鳥取県西部の<u>1</u>級河川である日野川は、源流を本町に発し、谷間からの大小の河川が合流し、次第に川幅を広げています。本町においては、地形的に大きく3つの谷に分かれており、河川沿いに農地と集落が点在する田園風景は、標高290～650m位にかけて広がっています。平坦地はきわめて少なく、山林・原野が9割を占めています。気候は日本海側気候で、平均気温は標高490mの地点で10.9度、300mの地点で12.9度、降水量は年間2,000～2,200mmです。 本町にある船通山(鳥髪峰)は、古事記にある神剣「天叢雲剣(アメノムラクモノツルギ)」出現の地、「八岐(ヤマタ)のおろち」伝説発祥の地とされており、町の水田の多くは、<u>かんな流し(岩石や土に混じった砂鉄を、川や水路の流れの破碎力を利用して土砂と分離させ、比重差によって砂鉄のみを取り出すこと)によってできた歴史的遺産であるともいわれ、現在でもたたら製鉄に由来する地名を町内の随所に見ることができます。かんな流しによる土砂は、日野川を経て日本海に運ばれて、弓ヶ浜半島を形成したといわれています。</u> (省略)</p> <p>イ 過疎の状況 (省略)</p> <p>ウ 社会経済的発展の方向の概要 (省略) そうした中で本町は、都市部の後追いな施策に終始するのではなく、本町の立地特性を低密度の多自然居住地域、多様で豊かな地域特性と潜在力を持つ地域として捉えた施策を講じることが<u>重要です。</u> <u>地域住民が地域で住み続けられるために、充実した生活を支える機能を備えた小さな拠点づくりや、それを結ぶ交通体系の整備などの施策が今後は必要</u>となってくると考えます。こうした施策の柱は、第一に普遍的な価値としての豊かな自然環境を守り、そうした地域特性を対外的に主張していくこと、第二に農林業を中心とした地域経済の振興を図りつつ、各経営体の営みが持続可能なものとなり、未来に繋がっていくような地域づくりを地域住民の理解と参画のもとで推し進めることにあります。</p>	<p>1 基本的な事項 (1) 町の概況 ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要 (省略) 鳥取県西部の<u>二</u>級河川である日野川は、源流を本町に発し、谷間からの大小の河川が合流し、次第に川幅を広げています。本町においては、地形的に大きく3つの谷に分かれており、河川沿いに農地と集落が点在する田園風景は、標高290～650m位にかけて広がっています。平坦地はきわめて少なく、山林・原野が9割を占めています。気候は日本海側気候で、平均気温は標高490mの地点で10.9度、300mの地点で12.9度、降水量は年間2,000～2,200mmです。 本町にある船通山(鳥髪峰)は、古事記にある神剣「天叢雲剣(アメノムラクモノツルギ)」出現の地、「八岐(ヤマタ)のおろち」伝説発祥の地とされており、町の水田の多くは、かんな流し(<u>真砂土</u>に混じった砂鉄を、川や水路の流れの破碎力を利用して土砂と分離させ、比重差によって砂鉄のみを取り出すこと)によってできた歴史的遺産であるともいわれ、現在でもたたら製鉄に由来する地名を町内の随所に見ることができます。かんな流しによる土砂は、日野川を経て日本海に運ばれて、弓ヶ浜半島を形成したといわれています。 (省略)</p> <p>イ 過疎の状況 (省略)</p> <p>ウ 社会経済的発展の方向の概要 (省略) そうした中で本町は、都市部の後追いな施策に終始するのではなく、本町の立地特性を低密度の多自然居住地域、多様で豊かな地域特性と潜在力を持つ地域として捉えた施策を講じることが<u>重要であると考えています。</u>地域住民が地域で住み続けられるために、充実した生活を支える機能を備えた小さな拠点づくりや、それを結ぶ交通体系の整備などの施策が今後は必要<u>に</u>なってくると考えます。こうした施策の柱は、第一に普遍的な価値としての豊かな自然環境を守り、そうした地域特性を対外的に主張していくこと、第二に農林業を中心とした地域経済の振興を図りつつ、各経営体の営みが持続可能なものとなり、未来に繋がっていくような地域づくりを地域住民の理解と参画のもとで推し進めることにあります。</p>

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変 更 前	変 更 後
<p>(2) 人口及び産業の推移と動向 (省略) 第一次産業・第二次産業の就業者人口が減少する中、介護・医療・福祉職場を中心とした第三次産業への労働力のシフトが続いています。第三次産業では、高齢者福祉のニーズが高まる中、社会福祉法人の設立により福祉職場で一定の雇用が増加しています。一方、小売業・飲食業など商工業者については、地域経済が冷え込む中であって、JA店舗の撤退をはじめ地域の店舗の廃業により、<u>地域</u>の日常生活にも困難が生じています。近郊都市や通信販売への消費の流出、購買力の低下による不採算、高齢化や後継者不足による事業閉鎖などが問題です。 (省略)</p> <p>(3) 行財政の状況 (省略)</p> <p>(4) 地域の持続的発展の基本方針 (省略) また、市町村単位ではなく、地域全体が連携し、協調して取り組まなければならない時代へと移ってきており、水源保全、ごみ処理、観光振興から、事務の共通化・共同化による経費削減などに至るまで、より広域的な対応が必要な課題が生じています。本町では、鳥取県西部広域行政管理組合や日野町江府町日南町衛生施設組合により、消防やごみ・し尿処理などを広域的に取り組んでいるほか、鳥取・岡山県境連携推進協議会を組織して中山間地域の振興に取り組んでいます。さらに、鳥取県日野郡連携会議により、行政サービスの向上と効率化などに取り組んでいきます。地域主権の名のもと、同じ課題を抱え、顔の見える圏域において、地域のニーズに<u>あった</u>効率的でスケールメリットが得られる広域連携に取り組んでいくことが必要です。 (省略)</p> <p>(5) ~ (8) (省略)</p>	<p>(2) 人口及び産業の推移と動向 (省略) 第一次産業・第二次産業の就業者人口が減少する中、介護・医療・福祉職場を中心とした第三次産業への労働力のシフトが続いています。第三次産業では、高齢者福祉のニーズが高まる中、社会福祉法人の設立により福祉職場で一定の雇用が増加しています。一方、小売業・飲食業など商工業者については、地域経済が冷え込む中であって、JA店舗の撤退をはじめ地域の店舗の廃業により、<u>地域住民</u>の日常生活にも困難が生じています。近郊都市や通信販売への消費の流出、購買力の低下による不採算、高齢化や後継者不足による事業閉鎖などが問題です。 (省略)</p> <p>(3) 行財政の状況 (省略)</p> <p>(4) 地域の持続的発展の基本方針 (省略) また、市町村単位ではなく、地域全体が連携し、協調して取り組まなければならない時代へと移ってきており、水源保全、ごみ処理、観光振興から、事務の共通化・共同化による経費削減などに至るまで、より広域的な対応が必要な課題が生じています。本町では、鳥取県西部広域行政管理組合や日野町江府町日南町衛生施設組合により、消防やごみ・し尿処理などを広域的に取り組んでいるほか、鳥取・岡山県境連携推進協議会を組織して中山間地域の振興に取り組んでいます。さらに、鳥取県日野郡連携会議により、行政サービスの向上と効率化などに取り組んでいきます。地域主権の名のもと、同じ課題を抱え、顔の見える圏域において、地域のニーズに<u>合った</u>効率的でスケールメリットが得られる広域連携に取り組んでいくことが必要です。 (省略)</p> <p>(5) ~ (8) (省略)</p>

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変 更 前	変 更 後
<p>2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p>ア 移住・定住の促進 (省略)</p> <p>イ 地域間交流 地域間交流については、以前に米カリフォルニア州スコッツ・バレー市、宮崎県日南市と交流を行ってきました。近年では米ワシントン州シアトル市と<u>小中学生</u>のホームステイの相互受け入れを行うなど友好を深めています。 (省略)</p> <p>(2) その対策</p> <p>ア 移住・定住の促進 多様化する移住・定住のニーズに対応できるよう、積極的な情報発信と各種補助・支援及び住まいの環境整備に取り組んでいきます。情報窓口として、TwitterやInstagramなどSNSの活用と、行政・移住・観光の各ホームページの充実を図ります。また、移住相談員によるオンライン相談、仕事の情報提供など、きめ細かな相談体制を強化していきます。さらには、同窓会や<u>成人式</u>などの機会を通じて、町外に居住する本町出身者の情報を収集し、この層を移住・定住の重点的ターゲットとした働きかけに注力していきます。 (省略)</p> <p>イ 地域間交流 国際交流については、現在米ワシントン州シアトル市との<u>小中学生</u>のホームステイの相互受け入れと、国際交流支援員による町内での啓発活動が主な活動内容です。モンゴル国中央県ゾーンモド市との交流は、文化交流のみに留まらず、教育、医療など協定に基づいた連携もアフターコロナに向け検討していきます。 (省略)</p>	<p>2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p>ア 移住・定住の促進 (省略)</p> <p>イ 地域間交流 地域間交流については、以前に米カリフォルニア州スコッツ・バレー市、宮崎県日南市と交流を行ってきました。近年では米ワシントン州シアトル市と<u>小・中学生</u>のホームステイの相互受け入れを行うなど友好を深めています。 (省略)</p> <p>(2) その対策</p> <p>ア 移住・定住の促進 多様化する移住・定住のニーズに対応できるよう、積極的な情報発信と各種補助・支援及び住まいの環境整備に取り組んでいきます。情報窓口として、TwitterやInstagramなどSNSの活用と、行政・移住・観光の各ホームページの充実を図ります。また、移住相談員によるオンライン相談、仕事の情報提供など、きめ細かな相談体制を強化していきます。さらには、同窓会や<u>二十歳を祝う会</u>などの機会を通じて、町外に居住する本町出身者の情報を収集し、この層を移住・定住の重点的ターゲットとした働きかけに注力していきます。 (省略)</p> <p>イ 地域間交流 国際交流については、現在米ワシントン州シアトル市との<u>小・中学生</u>のホームステイの相互受け入れと、国際交流支援員による町内での啓発活動が主な活動内容です。モンゴル国中央県ゾーンモド市との交流は、文化交流のみに留まらず、教育、医療など協定に基づいた連携もアフターコロナに向け検討していきます。 (省略)</p>

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変更前					変更後					
(3) 計画 事業計画（令和3年度～7年度）					(3) 計画 事業計画（令和3年度～7年度）					
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
1 移住・定 住・地域間 交流の促進、 人材育成	(1)移住・定住	(省略)			1 移住・定 住・地域間 交流の促進、 人材育成	(1)移住・定住	(省略)			
	(4)過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住 人材育成	(省略)				(4)過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住 人材育成	(省略)			
		日野郡ふるさと教育推進事業 (若者の地元定着と将来の 担い手を育てるため、「ふ るさと教育」を推進する。 日野郡3町が合同で運営す る <u>高校生</u> を対象とした 公設塾での学びを通し、生 涯の仲間を生み、ふるさと に対する誇りを持ち続ける ことができる人材の育成を 目指す。)	3町				日野郡ふるさと教育推進事業 (若者の地元定着と将来の 担い手を育てるため、「ふ るさと教育」を推進する。 日野郡3町が合同で運営す る <u>中・高校生</u> を対象とした 公設塾での学びを通し、生 涯の仲間を生み、ふるさと に対する誇りを持ち続ける ことができる人材の育成を 目指す。)	3町		

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変 更 前	変 更 後
<p>3 産業の振興 (1) 現況と問題点 ア 農林業 農業は、町の基幹産業として重要な位置を占めてきました。しかし、全国的な<u>新型コロナウイルス感染拡大に起因した、都市部を中心とした緊急事態宣言に伴う飲食店閉店や、外国人観光客の減少などによる農産物価格の低迷</u>、野生鳥獣などによる被害の拡大、食の安全性に対する消費者ニーズの高度化など、生産者にとって厳しい状況が続いています。近年は米価の低迷により、準高冷地の気象条件を活かしたトマト、ピーマン、白ネギ、ブロッコリーなどの野菜生産に力を入れた複合型の農業経営が主体となっています。 (省略) 町土の89%を占める森林のうち63%が人工林と、継続的な造林(蓄積)を実施してきた本町では、伐採の時期が到来しており、高付加価値林産物への加工及び販売ルートの開拓が課題となっています。<u>これら課題への解決策のひとつとして</u>平成18年に創業した株式会社オロチによる「<u>単板積層材(LVL)</u>」の製造販売、また、その素材安定供給を目的に設立された「日南町木材生産事業協同組合」を中心とした、町内山林資源を活かした取り組みが一層期待されています。 (省略) 平成29年度には、林野庁の「林業成長産業化地域」に選定され、「使い切る」木材活用事業と日南町版林業担い手育成事業を柱に、①不在村地主等山林集約化事業、②ICT技術を活用した中央中国山地地域モデル循環型林業確立事業、③FSC材・FSC製品流通拡大事業、④森林カスケード新マテリアル開発事業、⑤木造公共施設等整備事業、⑥林業アカデミー整備事業、⑦200年の森など森林教育整備事業、以上7つの重点的なプロジェクトを<u>実施しています</u>。 しかし、<u>林業の成長産業化を目指しながら循環型林業の実現を図るには、農業と同様に従事者の高齢化が進み、後継者の不足が顕在化しており</u>、これらの解決が欠かせません。令和元年度に開校した「にちなん中国山地林業アカデミー」を中心に、後継者育成が重要な課題になっています。同時に、山林所有者が再び「<u>山林経営</u>」という概念を取り戻す取り組みも必要です。</p>	<p>3 産業の振興 (1) 現況と問題点 ア 農林業 農業は、町の基幹産業として重要な位置を占めてきました。しかし、全国的な<u>新型コロナウイルス感染拡大やロシアによるウクライナ侵攻等による社会情勢の変化により、消費の減退や農産物価格の低迷が起こっています</u>。また、野生鳥獣などによる被害の拡大や食の安全性に対する消費者ニーズの高度化など、生産者にとって厳しい状況が続いています。近年は米価の低迷により、準高冷地の気象条件を活かしたトマト、ピーマン、白ネギ、ブロッコリーなどの野菜生産に力を入れた複合型の農業経営が主体となっています。 (省略) 町土の89%を占める森林のうち63%が人工林と、継続的な造林(蓄積)を実施してきた本町では、伐採の時期が到来しており、高付加価値林産物への加工及び販売ルートの開拓が課題となっています。<u>これらの解決策として</u>平成18年に創業した株式会社オロチによる「<u>単板積層材(LVL)</u>」の製造販売や、また、その素材安定供給を目的に設立された「日南町木材生産事業協同組合」を中心とした、町内山林資源を活かした取り組みが一層期待されています。 (省略) 平成29年度には、林野庁の「林業成長産業化地域」に選定され、「使い切る」木材活用事業と日南町版林業担い手育成事業を柱に、①不在村地主等山林集約化事業、②ICT技術を活用した中央中国山地地域モデル循環型林業確立事業、③FSC材・FSC製品流通拡大事業、④森林カスケード新マテリアル開発事業、⑤木造公共施設等整備事業、⑥林業アカデミー整備事業、⑦200年の森など森林教育整備事業、以上7つの重点的なプロジェクトを<u>令和3年度までの5年間実施しました</u>。 しかし、<u>林業も農業と同様に従事者の高齢化が進み、後継者の不足が顕在化しており、成長産業化を目指しながら循環型林業の実現を図るには</u>、これらの解決が欠かせません。令和元年度に開校した「にちなん中国山地林業アカデミー」を中心に、後継者育成が重要な課題になっています。同時に、山林所有者が再び<u>山林経営に対する意欲</u>を取り戻す取り組みも必要です。</p>

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変 更 前	変 更 後
<p>イ 商工業等 (省略)</p> <p>工業においては、本町の立地条件、交通網、人材の確保の観点からも大規模企業誘致は困難な状況です。町内の既存の事業所では多くの求人がありますが、人材確保につながっていないのが現状です。近年は若年層の人口減少により、すべての業種において「仕事はあっても人手がない」という課題が大変顕著です。かつての「仕事がない町」という決まり文句から状況が逆転していることを、町民全体で認識することが必要です。</p> <p>ウ 観光又はレクリエーション (省略)</p> <p>令和元年度に日南町観光協会を一般社団法人化し、協会のより自発的な取り組みが可能となりました。</p> <hr/> <p><u>現在、フェノロジーカレンダー（地域の自然と人の営みを表した生活季節暦）の制作を進めており、季節ごとに豊かな自然や歴史文化遺産などを紹介し交流人口の増加を目指しています。</u></p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大を機に、価値観や生活様式は変化しつつあります。観光客のニーズも物見遊山的な観光からエコツーリズムなど環境や健康を志向した体験型・参加型の観光・レクリエーションへ変わり、旅行形態も団体から小グループ、夫婦、家族単位、女性同士、個人へと変化してきています。豊富な観光資源はありますが、休憩や情報を収集するための観光拠点整備できていないこと、最大の観光資源である自然を活かした魅力的なエコツーリズムモデルを開発できていないこと、情報発信や観光ブランディングが不足していることなどにより、潜在的な観光客に対して本町の魅力を十分に伝えきれておらず、入込観光客数は年々減少の傾向にあり、その増加が課題となっています。</p> <p>その一方で、まちづくり協議会などによる産業遺産や希少動植物などの地域資源の掘り起こしや、それらを活用した体験交流を商品化するなど、新たな地域の魅力を発見し、情報発信する動きもみられます。自然の豊かさや歴史・文化など、地域としての魅力を包括的に取り込みながら積極的に情報発信を行い、交流人口の増加を図っていく必要があります。</p>	<p>イ 商工業等 (省略)</p> <p>工業においては、本町の立地条件、交通網、人材の確保の観点からも大規模企業誘致は困難な状況です。町内の既存の事業所では多くの求人がありますが、人材確保につながっていないのが現状です。近年は若年層の人口減少により、すべての業種において「仕事はあっても人手がない」という課題が大変顕著です。かつての「仕事がない町」というイメージから状況が逆転していることを、町民全体で認識することが必要です。</p> <p>ウ 観光又はレクリエーション (省略)</p> <p>令和元年度に日南町観光協会を一般社団法人化し、協会のより自発的な取り組みが可能となりました。令和4年度から名称を「一般社団法人山里Loadにちなん」と変更し、これまでの観光振興事業に加え、移住定住の促進や「空き家バンク」運営の事業も合わせた法人として活動を開始しています。令和4年度にはフェノロジーカレンダー（地域の自然と人の営みを表した生活季節暦）を制作し、季節ごとに豊かな自然や歴史文化遺産などを紹介し交流人口の増加を目指しています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大を機に、価値観や生活様式は変化しつつあります。観光客のニーズも物見遊山的な観光からエコツーリズムなど環境や健康を志向した体験型・参加型の観光・レクリエーションへ変わり、旅行形態も団体から小グループ、夫婦、家族単位、女性同士、個人へと変化してきています。豊富な観光資源はありますが、休憩や情報を収集するための観光拠点整備できていないこと、最大の観光資源である自然を活かした魅力的なエコツーリズムモデルを開発できていないこと、情報発信や観光ブランディングが不足していることなどにより、潜在的な観光客に対して本町の魅力を十分に伝えきれておらず、入込観光客数は年々減少の傾向にあり、その増加が課題となっています。</p> <p>その一方で、まちづくり協議会などによる産業遺産や希少動植物などの地域資源の掘り起こしや、それらを活用した体験交流の商品化など、新たな地域の魅力を発見し、情報発信する動きもみられます。自然の豊かさや歴史・文化など、地域としての魅力を包括的に取り込みながら積極的に情報発信を行い、交流人口の増加を図っていく必要があります。</p>

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変 更 前	変 更 後
<p>(2) その対策 ア 農林業 (省略)</p> <p>中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業により、農地保全の面では政策的な効果を生じているものの、生産主体の急激な高齢化の中で、新規就農者の育成や集落営農・法人経営の推進などによる担い手の育成が急務となっています。<u>特に、第二次産業における雇用状況の悪化の中で、新たな就業先としてきめ細かな調整を実施しながら、所得の向上を目指して新規就農者などに対し基盤整備などの支援を行います。</u>また、今日の自然志向・健康志向の中で、米、準高冷地野菜、減農薬農産物など、この地域の特長をアピールしながら、ブランド化を図っていく必要があります。そのために、農地中間管理事業を活用した農地集積の拡大、ほ場整備による面的な整備や水田機能の向上、AI・ICT・IoTなどのデジタル技術を活用したスマート農業の推進による作業の効率化や生産コストの削減への取り組みとともに、一次製品の生産から加工、流通、販売まで一貫して行う、いわゆる6次産業化を目指した取り組みを推進していきます。</p> <p>(省略)</p> <p>また、株式会社オロチとともに、高付加価値化した製品販売の体制整備の強化を図っていきます。具体的には、貿易自由化による外国産合板材との競争に生き残るため、株式会社オロチが生産する単板積層材(LVL)に不燃ノウハウを融合させた不燃単板積層材<u>及び</u>市場の拡大が見込まれる単板積層材の防腐防蟻処理材を製品化することで、既存の製品をブラッシュアップし、販路の維持及び拡大を図ります。あわせて、林業の町として町産材を活用した公共施設の木質化について取り組み、地域経済への貢献を図ります。</p> <p>(省略)</p> <p>担い手確保の対策としては、<u>現在ある</u>農業研修生制度を充実させるほか、栽培技術が確立し市場の評価が高い「<u>日南トマト</u>」の産地強化に向けた選果場の更新や技術の継承など、生産者の新陳代謝を図ります。水稲は県内随一の良食味米産地を維持するため、ほ場整備を含めた農業基盤整備や省力化・スマート化を進め、若者に対してこれまでの農業イメージを変える取り組みを行い、農業参入の推進を図ります。</p> <p>(省略)</p>	<p>(2) その対策 ア 農林業 (省略)</p> <p>中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業により、農地保全の面では政策的な効果を生じているものの、生産主体の急激な高齢化の中で、新規就農者の育成や集落営農・法人経営の推進などによる担い手の育成が急務となっています。<u>引き続き新たな担い手の確保を進めるとともに、</u>所得の向上を目指して新規就農者などに対し基盤整備などの支援を行います。また、今日の自然志向・健康志向の中で、米、準高冷地野菜、減農薬農産物など、この地域の特長をアピールしながら、ブランド化を図っていく必要があります。そのために、農地中間管理事業を活用した農地集積の拡大、ほ場整備による面的な整備や水田機能の向上、AI・ICT・IoTなどのデジタル技術を活用したスマート農業の推進による作業の効率化や生産コストの削減への取り組みとともに、一次製品の生産から加工、流通、販売まで一貫して行う、いわゆる6次産業化を目指した取り組みを推進していきます。</p> <p>(省略)</p> <p>また、株式会社オロチとともに、高付加価値化した製品販売の体制整備の強化を図っていきます。具体的には、貿易自由化による外国産合板材との競争に生き残るため、株式会社オロチが生産する単板積層材(LVL)に不燃ノウハウを融合させた不燃単板積層材<u>や</u>、市場の拡大が見込まれる単板積層材の防腐防蟻処理材を製品化することで、既存の製品をブラッシュアップし、販路の維持及び拡大を図ります。あわせて、林業の町として町産材を活用した公共施設の木質化について取り組み、地域経済への貢献を図ります。</p> <p>(省略)</p> <p>担い手確保の対策としては、<u>_____</u>農業研修生制度を充実させるほか、栽培技術が確立し市場の評価が高い<u>トマト</u>の産地強化に向けた選果場の更新や技術の継承など、生産者の新陳代謝を図ります。水稲は県内随一の良食味米産地を維持するため、ほ場整備を含めた農業基盤整備や省力化・スマート化を進め、若者に対してこれまでの農業イメージを変える取り組みを行い、農業参入の推進を図ります。</p> <p>(省略)</p>

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変 更 前					変 更 後						
<p>イ 商工業等 (省略) 慢性的な人手不足の解消策として、多様な価値観・生活スタイルを仕事と両立できる職場づくり（ワークライフバランス推進）を積極的に支援し、潜在的な労働力の掘り起こしを行うとともに、<u>保育園</u>・小学校の早い段階で町内の仕事に触れる機会をつくり、町内企業への関心を高め、子どもたちが将来町内で働く意欲を育てていきます。また、高齢者の短時間就労の仕組みづくりなど、商工会や関係機関と連携し進めていきます。</p>					<p>イ 商工業等 (省略) 慢性的な人手不足の解消策として、多様な価値観・生活スタイルを仕事と両立できる職場づくり（ワークライフバランス推進）を積極的に支援し、潜在的な労働力の掘り起こしを行うとともに、<u>こども園</u>・小学校の早い段階で町内の仕事に触れる機会をつくり、町内企業への関心を高め、子どもたちが将来町内で働く意欲を育てていきます。また、高齢者の短時間就労の仕組みづくりなど、商工会や関係機関と連携し進めていきます。</p>						
<p>ウ 観光又はレクリエーション (省略)</p>					<p>ウ 観光又はレクリエーション (省略)</p>						
<p>(3) 計画 事業計画（令和3年度～7年度）</p>					<p>(3) 計画 事業計画（令和3年度～7年度）</p>						
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考		
2 産業の振興	(1) 基盤整備	(省略)			2 産業の振興	(1) 基盤整備	(省略)				
	(3) 経営近代化 施設	(省略)				(3) 経営近代化 施設	(省略)				
	(5) 企業誘致	(省略)				(5) 企業誘致	(省略)				
	(7) 商 業	(省略)				(7) 商 業	(省略)				
	(9) 観光又はレ クリエーション	(省略)				(9) 観光又はレ クリエーション	(省略)				
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業	新規就農者ハウス等整備助 成(省略)					(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業	新規就農者ハウス等整備助 成(省略)			
		担い手規模拡大集積助成事 業(省略)						担い手規模拡大集積助成事 業(省略)			
		農業者支援補助事業(省略)						農業者支援補助事業(省略)			
		担い手育成対策事業(省略)						担い手育成対策事業(省略)			
		収入保険制度支援対策事業 (省略)						収入保険制度支援対策事業 (省略)			
野菜等振興補助事業(省略)				野菜等振興補助事業(省略)							

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変 更 前				変 更 後				
		商工業・6次産業化 観 光 企業誘致 その他	トマト選果場利用促進事業(省略)			トマト選果場利用促進事業(省略)		
			雌牛導入奨励事業(省略)			雌牛導入奨励事業(省略)		
			原木価格安定対策事業(省略)			原木価格安定対策事業(省略)		
			ゆうきまんまん構想堆肥助成事業(省略)			ゆうきまんまん構想堆肥助成事業(省略)		
			(省略)			(省略)		
			(省略)			(省略)		
			(省略)			(省略)		
			(省略)			(省略)		
			日南町「ショートタイムワーク」運用事業(省略)			日南町「ショートタイムワーク」運用事業(省略)		
			ワークライフバランス推進事業(省略)			ワークライフバランス推進事業(省略)		
おしごとフェア委託事業(保育園・小学校の早い段階で仕事に触れる機会をつくり、町内企業への関心、働く意欲の創出を図る。)		町	おしごとフェア委託事業(こども園・小学校の早い段階で仕事に触れる機会をつくり、町内企業への関心、働く意欲の創出を図る。)		町			
(4) 産業振興促進事項(省略)				(4) 産業振興促進事項(省略)				

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変更前					変更後				
4 地域における情報化 (1)～(2) (省略)					4 地域における情報化 (1)～(2) (省略)				
(3) 計画 事業計画(令和3年度～7年度)					(3) 計画 事業計画(令和3年度～7年度)				
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域にお ける情報化	(1)電気通信施設 等情報化のため の施設				3 地域にお ける情報化	(1)電気通信施設 等情報化のため の施設	携帯電話不感地域解消事業	町	
	防災行政用無線 施設	(省略)					通信用鉄塔施設		
	その他の情報化 のための施設	(省略)					防災行政用無線 施設	(省略)	
	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 情報化	行政情報発信事業(省略)					その他の情報化 のための施設	(省略)	
						(2)過疎地域持続 的発展特別事業 情報化	行政情報発信事業(省略)		
							DX人材育成事業 (先頭に立ってDXを牽引で きる人材を育成するため、 定期的にデジタル技術につ いて学習できる環境を作る とともに、eスポーツイベ ントなどデジタル技術が体 験できる場づくりを行 う。)	町	

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変 更 前					変 更 後				
5 交通施設の整備、交通手段の確保 (1)～(2) (省略)					5 交通施設の整備、交通手段の確保 (1)～(2) (省略)				
(3) 計画 事業計画 (令和3年度～7年度)					(3) 計画 事業計画 (令和3年度～7年度)				
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1)市町村道 道 路	霞福塚線改良(省略)			4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1)市町村道 道 路	霞福塚線改良(省略)		
		大菅阿毘縁線改良(省略)					大菅阿毘縁線改良(省略)		
		古市佐木谷線改良(省略)					古市佐木谷線改良(省略)		
		生山印賀線改良(省略)					生山印賀線改良(省略)		
		福万来佐木谷線改良(省略)					福万来佐木谷線改良(省略)		
		佐木谷虫尾線改良(省略)					佐木谷虫尾線改良(省略)		
		日南中学校線改良 L=70m、W=5.5(9.0)m					日南中学校線改良 L=90m、W=5.5(9.0)m		
		立石吉鉦線改良(省略)					立石吉鉦線改良(省略)		
		田ノ原線改良(省略)					田ノ原線改良(省略)		
		霞福塚線(白谷工区)改良 (省略)					霞福塚線(白谷工区)改良 (省略)		
		北の原権現線補修(省略)					北の原権現線補修(省略)		
		舗装修繕(省略)					舗装修繕(省略)		
		法面修繕(省略)					法面修繕(省略)		
		トンネル修繕(省略)					トンネル修繕(省略)		
		町道落石危険防止対策事業 (省略)					町道落石危険防止対策事業 (省略)		
通学路安全対策事業(省略)			通学路安全対策事業(省略)						
						路肩修繕		町	

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変 更 前					変 更 後				
	橋りょう	(省略)				橋りょう	(省略)		
	(2)農 道	(省略)				(2)農 道	(省略)		
	(3)林 道	林道内方線改良新設 L=2,000m、W=3.0(4.0)m	町			(3)林 道	林道内方線改良新設 L=2,051m、W=3.0(4.0)m	町	
		県営林道窓山線負担金(省略)					県営林道窓山線負担金(省略)		
		林道船通山線法面对策事業(省略)					林道船通山線法面对策事業(省略)		
		林道保全整備(省略)					林道保全整備(省略)		
	(6)自動車等 自動車	(省略)				(6)自動車等 自動車	(省略)		
	(8)道路整備機械 等	(省略)				(8)道路整備機械 等	(省略)		
	(9)過疎地域持続 的発展特別事業	(省略)				(9)過疎地域持続 的発展特別事業	(省略)		
	(10)そ の 他	町営バスフルデマンド 化にともなう各種整備事業	町			(10)そ の 他	町営バスドア・ツー・ドア 化に伴う各種整備事業	町	
		町営バス待合所の整備(省略)					町営バス待合所の整備(省略)		

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変更前					変更後																																																																																						
<p>6 生活環境の整備 (1) 現況と問題点 (省略)</p> <p>(2) その対策 ア 廃棄物処理 (省略)</p> <p>イ 給水施設及び下水処理施設 (省略) また、中心地域整備事業をはじめとする各種施設整備にともなう簡易水道施設及び農業集落排水処理施設への接続工事を実施します。 (省略)</p> <p>ウ～カ (省略)</p> <p>(3) 計画 事業計画 (令和3年度～7年度)</p>					<p>6 生活環境の整備 (1) 現況と問題点 (省略)</p> <p>(2) その対策 ア 廃棄物処理 (省略)</p> <p>イ 給水施設及び下水処理施設 (省略) また、中心地域整備事業をはじめとする各種施設整備に伴う簡易水道施設及び農業集落排水処理施設への接続工事を実施します。 (省略)</p> <p>ウ～カ (省略)</p> <p>(3) 計画 事業計画 (令和3年度～7年度)</p>																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">5 生活環境の 整備</td> <td rowspan="2">(1)水道施設 簡易水道 その他</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2)下水処理施設 農業集落排水施 設</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設</td> <td>清掃センター設備改修</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可燃・不燃ごみ処理施設整 備事業</td> <td>西部 広域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>し尿処理施設</td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)火 葬 場</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)消防施設</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	5 生活環境の 整備	(1)水道施設 簡易水道 その他	(省略)			(省略)			(2)下水処理施設 農業集落排水施 設	(省略)			(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	清掃センター設備改修	町		可燃・不燃ごみ処理施設整 備事業	西部 広域		し尿処理施設	(省略)		その他	(省略)			(4)火 葬 場	(省略)			(5)消防施設	(省略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">5 生活環境の 整備</td> <td rowspan="2">(1)水道施設 簡易水道 その他</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2)下水処理施設 農業集落排水施 設</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設</td> <td>清掃センター設備改修</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>清掃センター備品整備</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可燃・不燃ごみ処理施設整 備事業</td> <td>西部 広域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>し尿処理施設</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)火 葬 場</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)消防施設</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	5 生活環境の 整備	(1)水道施設 簡易水道 その他	(省略)			(省略)			(2)下水処理施設 農業集落排水施 設	(省略)			(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	清掃センター設備改修	町		清掃センター備品整備	町		可燃・不燃ごみ処理施設整 備事業	西部 広域		し尿処理施設	(省略)			その他	(省略)			(4)火 葬 場	(省略)			(5)消防施設	(省略)		
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																																																																																							
5 生活環境の 整備	(1)水道施設 簡易水道 その他	(省略)																																																																																									
		(省略)																																																																																									
	(2)下水処理施設 農業集落排水施 設	(省略)																																																																																									
		(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	清掃センター設備改修	町																																																																																							
	可燃・不燃ごみ処理施設整 備事業		西部 広域																																																																																								
	し尿処理施設		(省略)																																																																																								
	その他	(省略)																																																																																									
	(4)火 葬 場	(省略)																																																																																									
	(5)消防施設	(省略)																																																																																									
	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																																																																																						
5 生活環境の 整備	(1)水道施設 簡易水道 その他	(省略)																																																																																									
		(省略)																																																																																									
	(2)下水処理施設 農業集落排水施 設	(省略)																																																																																									
		(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	清掃センター設備改修	町																																																																																							
	清掃センター備品整備		町																																																																																								
	可燃・不燃ごみ処理施設整 備事業		西部 広域																																																																																								
	し尿処理施設	(省略)																																																																																									
	その他	(省略)																																																																																									
	(4)火 葬 場	(省略)																																																																																									
	(5)消防施設	(省略)																																																																																									

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変 更 前				変 更 後			
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	(省略)			(7) 過疎地域持続的発展特別事業	(省略)	

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変 更 前	変 更 後
<p>7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (1) 現況と問題点 ア 高齢者福祉 (省略)</p> <p>イ 障がい者福祉 高齢化が進む本町にあつては、障がいのある方及び支援者の高齢化が顕著であり、「親亡き後の生活の安定」が喫緊の課題となっています。今後も引続き地域で生活していくには、高齢の障がいのある方への支援や親に代わる支援が必要となります。想定される支援として、居宅介護等の在宅サービスの充実、グループホーム等生活の場の確保、相談などができる支援者の確保、自立した生活に向けての援助などが挙げられますが、現在本町における社会資源には限りがあり、これら全てに対応することができません。ほかにも、移動手段、緊急時の受入れ、障害児福祉サービスの不足など、障がいのある方の生活においては様々な課題があります。 (省略)</p> <p>ウ 子育て支援 (省略)</p> <p>エ 幼児教育 <u>保育園については、平成26年度からは本園と2分園による3園体制の中、3歳未満児の保育の充実に取り組むとともに、安心して子育てができるよう入所年齢の低年齢化への対応、発達の段階に合った適切な発達援助に努めています。保育園は保護者への子育て相談など多機能な支援の役割を担っています。また、平成30年度より、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領のねらい及び内容が統一され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が共通した小学校就学前の具体的な姿として設定されました。</u></p> <p>令和2年度に「日南町の子どもの教育在り方検討会」の答申が出され、<u>「保・小・中一貫教育」として目標を同じくした取り組みを再構築しています。</u>子ども一人ひとりが「ふるさとを愛し、豊かな人間性と生き抜く力、持続可能な未来を創造する力」を備えた主体的な社会の一員となるよう、今後も家庭・地域と連携した取り組みが必要と考えます。<u>令和3年度からは保育園を教育委員会の所管とし、一貫した保育・教育の方向性を検討しています。</u></p> <p>また、平成3年から8年にかけて建設された町内保育園の各園舎は20年以上が経過し、改修や設備の更新が必要になっています。</p>	<p>7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (1) 現況と問題点 ア 高齢者福祉 (省略)</p> <p>イ 障がい者福祉 高齢化が進む本町にあつては、障がいのある方及び支援者の高齢化が顕著であり、「親亡き後の生活の安定」が喫緊の課題となっています。今後も引続き地域で生活していくには、高齢の障がいのある方への支援や親に代わる支援が必要となります。想定される支援として、居宅介護等の在宅サービスの充実、グループホーム等生活の場の確保、相談などができる支援者の確保、自立した生活に向けての援助などが挙げられますが、現在本町における社会資源には限りがあり、これら全てに対応することができません。ほかにも、移動手段、緊急時の受入れ、障がい児福祉サービスの不足など、障がいのある方の生活においては様々な課題があります。 (省略)</p> <p>ウ 子育て支援 (省略)</p> <p>エ 幼児教育 <u>保育園は、平成26年度から本園と2分園による3園体制の中、3歳未満児の保育の充実に取り組むとともに、安心して子育てができるよう入所年齢の低年齢化への対応、発達の段階に合った適切な発達援助に努めてきました。保育園は令和3年度から教育委員会の所管となり、令和4年度からは幼保連携型認定こども園としてスタートしました。</u> <u>日南町では、幼保連携型認定こども園教育・保育要領をもとに、集団での育ちや個々の育ちを保障しながら、小・中学校との連携を図り、一貫した保育・教育を行うことを目指してきました。</u> 令和2年度には「日南町の子どもの教育在り方検討会」の答申が出され、<u>「日南町園・小・中一貫教育ビジョン」や「日南学」など、「園・小・中一貫教育」の目標を同じくした取り組みを進めています。</u> <u>子ども一人ひとりが「ふるさとを愛し、豊かな人間性と生き抜く力、持続可能な未来を創造する力」を備えた主体的な社会の一員となるよう、今後も家庭・地域と連携した取り組みが必要と考えます。</u></p> <p>また、平成3年から8年にかけて建設された各園舎は20年以上が経過し、改修や設備の更新が必要になっています。</p>

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変 更 前	変 更 後																																												
<p>(2) その対策 ア～ウ (省略)</p> <p>エ 幼児教育 今後、<u>保育園</u>については、少子化や核家族化、保護者の就労形態の多様化など、養育環境の変化に<u>ともない</u>、多様な子育ての支援ができる相談センターとしての機能を充実させるとともに、<u>子どもの育ちの連続性を保障するために就学前の保育・教育を一体ととらえ、認定子ども園へ移行します。</u>また、ふるさとを良く知り、愛着の持てる子どもに育つよう家庭・地域との連携やコミュニティ・スクールを<u>活用し</u>、相互に理解を深めた「<u>保・小・中一貫教育</u>」の強化を図ります。</p> <p>また、楽しく学びながらSDGsを園児とともに意識しつつ、町の自然を十分に活かした特色ある保育<u>を</u>展開するとともに、野外活動や地域での体験の充実にも努め、豊かな心と健全な身体の育成、学びの芽生えを育みます。</p> <p>引き続き誰一人取り残さず子どもの最善の利益を保障するために、一人ひとりに<u>寄り添える</u>環境を整え、安心できる場所づくりを<u>確保する</u>とともに、一人ひとりの個性や背景の理解に努め、保護者や他機関と連携を取りながら、子どもの発達を保障する保育・教育、家庭支援を行います。</p> <p>このほか、保育<u>施設</u>の改修や設備の更新により、安心・安全な保育<u>環境</u>の構築に取り組んでいきます。</p>	<p>(2) その対策 ア～ウ (省略)</p> <p>エ 幼児教育 今後、<u>こども園</u>については、少子化や核家族化、保護者の就労形態の多様化など、養育環境の変化に<u>伴い</u>、<u>多様な子育ての支援ができる相談センターとしての機能を充実させるとともに、就学前の保育・教育を一体と捉え、子どもの育ちの連続性を保障します。</u></p> <p>また、ふるさとを良く知り、愛着の持てる子どもに育つよう家庭・地域との連携やコミュニティ・スクールの<u>充実と</u>、相互に理解を深めた「<u>園・小・中一貫教育</u>」の強化を図ります。</p> <p>また、楽しく学びながらSDGsを園児とともに意識しつつ、町の自然を十分に活かした特色ある保育・<u>教育</u>を展開するとともに、野外活動や地域での体験の充実にも努め、豊かな心と健全な身体の育成、学びの芽生えを育みます。</p> <p>引き続き誰一人取り残さず子どもの最善の利益を保障するために、一人ひとりに<u>寄り添う</u>環境を整え、安心できる場所づくりを<u>進める</u>とともに、一人ひとりの個性や背景の理解に努め、保護者や他機関と連携を取り図りながら、子どもの発達を保障する保育・教育、家庭支援を行います。</p> <p>このほか、保育・<u>教育施設</u>の改修や設備の更新により、安心・安全な保育・<u>教育環境</u>の構築に取り組んでいきます。</p>																																												
<p>(3) 計画 事業計画（令和3年度～7年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進</td> <td>(1) <u>児童福祉施設 保 育 所</u></td> <td><u>認定こども園への移行 保育施設の改修・更新</u> <u>保育園総合遊具の整備</u> ツリーハウス・展望台の整 備</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 高齢者福祉施 設</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 過疎地域持続 的発展特別事業 児童福祉</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢者・障害者 福祉</td> <td>介護福祉人材育成奨学金制 度(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(1) <u>児童福祉施設 保 育 所</u>	<u>認定こども園への移行 保育施設の改修・更新</u> <u>保育園総合遊具の整備</u> ツリーハウス・展望台の整 備	町		(3) 高齢者福祉施 設	(省略)			(8) 過疎地域持続 的発展特別事業 児童福祉	(省略)			高齢者・障害者 福祉	介護福祉人材育成奨学金制 度(省略)			<p>(3) 計画 事業計画（令和3年度～7年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進</td> <td>(2) <u>認定こども園</u></td> <td><u>施設の改修・更新</u> <u>総合遊具の整備</u> ツリーハウス・展望台の整 備</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 高齢者福祉施 設</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 過疎地域持続 的発展特別事業 児童福祉</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢者・障害者 福祉</td> <td>介護福祉人材育成奨学金制 度(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(2) <u>認定こども園</u>	<u>施設の改修・更新</u> <u>総合遊具の整備</u> ツリーハウス・展望台の整 備	町		(3) 高齢者福祉施 設	(省略)			(8) 過疎地域持続 的発展特別事業 児童福祉	(省略)			高齢者・障害者 福祉	介護福祉人材育成奨学金制 度(省略)		
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																																									
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(1) <u>児童福祉施設 保 育 所</u>	<u>認定こども園への移行 保育施設の改修・更新</u> <u>保育園総合遊具の整備</u> ツリーハウス・展望台の整 備	町																																										
	(3) 高齢者福祉施 設	(省略)																																											
	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業 児童福祉	(省略)																																											
	高齢者・障害者 福祉	介護福祉人材育成奨学金制 度(省略)																																											
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																																									
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(2) <u>認定こども園</u>	<u>施設の改修・更新</u> <u>総合遊具の整備</u> ツリーハウス・展望台の整 備	町																																										
	(3) 高齢者福祉施 設	(省略)																																											
	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業 児童福祉	(省略)																																											
	高齢者・障害者 福祉	介護福祉人材育成奨学金制 度(省略)																																											

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変 更 前					変 更 後				
			中山間地域介護サービス確保対策事業(省略)				中山間地域介護サービス確保対策事業(省略)		
			<u>タクシー利用助成</u> <u>(町単独で実施するタクシー利用助成を行い、地域交通の確保を図る。)</u>	町			<u>障害者等外出支援事業</u> <u>(バス利用が難しい障害者等にタクシー利用料の助成を行い、障害者等の日常生活の利便性向上と社会活動の拡大、地域の経済循環の向上を図る。)</u>	町	

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変 更 前	変 更 後
<p>8 医療の確保</p> <p>(1) 現況と問題点 (省略)</p> <p>日南病院の役割は今後更に重要となる中、医師や看護師をはじめとした医療スタッフの確保が大きな課題となっています。また、更新の必要な医療機器の整備を進めていく中で、昭和48年に建築した基幹部分は<u>48年</u>が経過し、毎年多額の修繕費を投じるも、もはや限界の域が近づいており、施設全体の将来的な構想を練っていく必要があります。</p> <p><u>高齢化が進行し、バスや乗り合わせによる外来通院が困難な方も増加し、タクシーや福祉タクシーなど民間事業者も需要に十分対応できない中で、巡回診療や通院するための新たな公共システム（ドア・ツー・ドア）、遠隔診療などの必要性も出てきています。</u></p> <p>(2) その対策 (省略)</p> <p>地域医療の中核を担う病院として、施設の改修や高度医療に対応できる医療機器の整備に努め、電子カルテの連携活用なども検討しながら、過疎地域の課題である<u>距離・時間を克服するための対策を推進</u>します。また、ICTやAI機器を用いた医療を展開することで、業務効率化による時間創出、多職種連携による医療の質向上、遠隔診療など多様なニーズに応える取り組みも同時に進めていきます。</p> <p>(3) 計画 (省略)</p>	<p>8 医療の確保</p> <p>(1) 現況と問題点 (省略)</p> <p>日南病院の役割は今後更に重要となる中、医師や看護師をはじめとした医療スタッフの確保が大きな課題となっています。また、更新の必要な医療機器の整備を進めていく中で、昭和48年に建築した基幹部分は<u>約50年</u>が経過し、毎年多額の修繕費を投じるも、もはや限界の域が近づいており、施設全体の将来的な構想を練っていく必要があります。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) その対策 (省略)</p> <p>地域医療の中核を担う病院として、施設の改修や高度医療に対応できる医療機器の整備に努め、電子カルテの連携活用なども検討しながら、過疎地域の課題である<u>病院までの距離・時間を克服するための対策を推進</u>します。また、ICTやAI機器を用いた医療を展開することで、業務効率化による時間創出、多職種連携による医療の質向上、遠隔診療など多様なニーズに応える取り組みも同時に進めていきます。</p> <p>(3) 計画 (省略)</p>

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変 更 前	変 更 後
<p>9 教育の振興 (1) 現況と問題点 ア 学校教育 平成21年度の小学校統合以降、校訓、学校教育目標、目指す子ども像を<u>小中学校</u>で共有しながら、保育園と小学校との連携も含め、「保・小・中一貫教育」を進めてきました。</p> <p>平成28年度には、<u>小中</u>合わせて237名の児童・生徒が在籍していましたが、令和2年度には206名に減少し、さらに令和7年度には162名になる見通しです。過疎化・少子化が進む中で、町の将来を担う子どもたちの育成は、ますます重要性を増してきています。</p> <p>社会の変化に<u>ともない</u>、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中で、一人ひとりの子どもに確かな学力を身につけさせ、自立して生きていく力を養うことは大きな課題です。平成29年改訂の学習指導要領においても、子どもたちが未来の社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することが求められています。そのために、「主体的・対話的で深い学び」の視点から学習課程の改善を図ったり、小学校での英語・外国語教育、プログラミング教育などの新しい学習内容への対応を進めたりしています。また、国のGIGAスクール構想を踏まえ、全児童・生徒に1人1台のタブレット端末を整備するなどICT活用教育を更に推進するとともに、安全な学校環境を整備するために学校施設・設備の充実を図っていきます。</p> <p>イ 社会教育 ①社会教育・文化振興 (省略)</p> <p>②体育振興 スポーツの拠点として、総合運動場、町体育館、武道館、テニスコートの集まった総合運動公園が<u>小中学校</u>との併用により活用されています。また地域では、旧小学校やふるさと日南邑、ゆきんこ村などの体育施設を利用してスポーツ活動が行われています。近年は、多様なスポーツクラブが発足し、子どもから大人まで様々なスポーツに取り組む姿が見られるようになりました。今後は体力づくり・健康づくりを視点に、体育団体だけでなく学校や地域、行政が連携し、誰もがいつでも・どこでも・いつまでも気軽にスポーツを楽しめる環境整備や活動を推進していく必要があります。</p>	<p>9 教育の振興 (1) 現況と問題点 ア 学校教育 平成21年度の小学校統合以降、校訓、学校教育目標、目指す子ども像を<u>小・中学校</u>で共有しながら、保育園と小学校との連携も含め、「保・小・中一貫教育」を進めてきました。令和4年度から保育園は認定こども園となり、小・中学校との連携を更に深め、「園・小・中一貫教育」を進めています。平成28年度には、<u>小・中学校</u>合わせて237名の児童・生徒が在籍していましたが、令和2年度には206名に減少し、さらに令和7年度には162名になる見通しです。過疎化・少子化が進む中で、町の将来を担う子どもたちの育成は、ますます重要性を増してきています。</p> <p>社会の変化に<u>伴い</u>、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中で、一人ひとりの子どもに確かな学力を身につけさせ、自立して生きていく力を養うことは大きな課題です。平成29年改訂の学習指導要領においても、子どもたちが未来の社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することが求められています。そのために、「主体的・対話的で深い学び」の視点から学習課程の改善を図ったり、小学校での英語・外国語教育、プログラミング教育などの新しい学習内容への対応を進めたりしています。また、国のGIGAスクール構想を踏まえ、全児童・生徒に1人1台のタブレット端末を整備するなどICT活用教育を更に推進するとともに、安全な学校環境を整備するために学校施設・設備の充実を図っていきます。</p> <p>イ 社会教育 ①社会教育・文化振興 (省略)</p> <p>②体育振興 スポーツの拠点として、総合運動場、町体育館、武道館、テニスコートの集まった総合運動公園が<u>小・中学校</u>との併用により活用されています。また地域では、旧小学校やふるさと日南邑、ゆきんこ村などの体育施設を利用してスポーツ活動が行われています。近年は、多様なスポーツクラブが発足し、子どもから大人まで様々なスポーツに取り組む姿が見られるようになりました。今後は体力づくり・健康づくりを視点に、体育団体だけでなく学校や地域、行政が連携し、誰もがいつでも・どこでも・いつまでも気軽にスポーツを楽しめる環境整備や活動を推進していく必要があります。</p>

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変 更 前					変 更 後																																																								
<p>(2) その対策</p> <p>ア 学校教育</p> <p>学力向上に関しては、保・小・中一貫教育を通して、子どもたちの主体性やコミュニケーション能力の育成を図り、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」を実現するよう努めます。また、学校の教育環境の整備など、ICT活用教育や図書館活用教育を推進することで、子どもたちの情報取得・活用能力の育成を図ります。さらに、英語教育においては、グローバル化する社会に対応するため、海外派遣事業など、国際交流を通じて英語に対する興味関心を高め、国際感覚と英語でのコミュニケーション力の育成を図ります。 (省略)</p> <p>イ 社会教育</p> <p>①社会教育・文化振興 (省略)</p> <p>②体育振興</p> <p>スポーツの拠点としての総合運動場は、学校教育施設と併用しており、子どもから大人まで幅広い世代に利用されています。今後は、総合運動場のナイター照明をはじめとする修繕計画に則り、社会体育施設の老朽化対策や改修<u> </u>を行い、施設の利用促進や有効活用を図るとともに、誰もが気軽にスポーツに親しめるよう、幅広いスポーツ活動の振興を図ります。</p>					<p>(2) その対策</p> <p>ア 学校教育</p> <p>学力向上に関しては、園・小・中一貫教育を通して、子どもたちの主体性やコミュニケーション能力の育成を図り、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」を実現するよう努めます。また、学校の教育環境の整備など、ICT活用教育や図書館活用教育を推進することで、子どもたちの情報取得・活用能力の育成を図ります。さらに、英語教育においては、グローバル化する社会に対応するため、海外派遣事業など、国際交流を通じて英語に対する興味関心を高め、国際感覚と英語でのコミュニケーション力の育成を図ります。 (省略)</p> <p>イ 社会教育</p> <p>①社会教育・文化振興 (省略)</p> <p>②体育振興</p> <p>スポーツの拠点としての総合運動場は、学校教育施設と併用しており、子どもから大人まで幅広い世代に利用されています。今後は、総合運動場のナイター照明をはじめとする修繕計画に則り、社会体育施設の老朽化対策や改修などを行い、施設の利用促進や有効活用を図るとともに、誰もが気軽にスポーツに親しめるよう、幅広いスポーツ活動の振興を図ります。</p>																																																								
<p>(3) 計画</p> <p>事業計画（令和3年度～7年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">(8)教育の振興</td> <td rowspan="5">(1)学校教育関連 施設 校 舎 教職員住宅 屋内運動場 給食施設 そ の 他</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅の整備・改修</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)集会施設、体 育施設等 集会施設</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	(8)教育の振興	(1)学校教育関連 施設 校 舎 教職員住宅 屋内運動場 給食施設 そ の 他	(省略)			住宅の整備・改修	町		(省略)			(省略)			(省略)			(2)集会施設、体 育施設等 集会施設	(省略)			<p>(3) 計画</p> <p>事業計画（令和3年度～7年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">(8)教育の振興</td> <td rowspan="5">(1)学校教育関連 施設 校 舎 (削除) 屋内運動場 給食施設 そ の 他</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)集会施設、体 育施設等 集会施設</td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	(8)教育の振興	(1)学校教育関連 施設 校 舎 (削除) 屋内運動場 給食施設 そ の 他	(省略)			(削除)	(削除)	(削除)	(省略)			(省略)			(省略)			(2)集会施設、体 育施設等 集会施設	(省略)		
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																																																									
(8)教育の振興	(1)学校教育関連 施設 校 舎 教職員住宅 屋内運動場 給食施設 そ の 他	(省略)																																																											
		住宅の整備・改修	町																																																										
		(省略)																																																											
		(省略)																																																											
		(省略)																																																											
	(2)集会施設、体 育施設等 集会施設	(省略)																																																											
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																																																									
(8)教育の振興	(1)学校教育関連 施設 校 舎 (削除) 屋内運動場 給食施設 そ の 他	(省略)																																																											
		(削除)	(削除)	(削除)																																																									
		(省略)																																																											
		(省略)																																																											
		(省略)																																																											
	(2)集会施設、体 育施設等 集会施設	(省略)																																																											

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変 更 前					変 更 後				
	体育施設	施設の整備(省略)				体育施設	施設の整備(省略)		
		総合運動場夜間照明改修(省略)					備品の整備	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業	(省略)				(4)過疎地域持続的発展特別事業	(省略)		

日南町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変 更 前	変 更 後
<p>10 集落の整備 (省略)</p> <p>11 地域文化の振興等 (1) 現況と問題点 (省略)</p> <p>(2) その対策 (省略) また、地域に残された貴重な伝統文化、歴史、芸能など、地域文化の所蔵、管理、保存や活用のため、郷土資料館の整備や指定文化財等をはじめとする歴史的・文化的資源の保存・継承を進め、地域と連携を<u>取り</u>ながら取り組みの推進及び支援を行います。 図書館については、出前図書館<u>_____</u>を通じて利用者の拡大に取り組むとともに、インターネット予約などの便利な機能の周知に努め、サービスが浸透していくよう働きかけていきます。 (省略)</p> <p>(3) 計画 (省略)</p> <p>12 再生可能エネルギーの利用の促進 (1) 現況と問題点 (省略) 現在、<u>本町では、3基の再生可能エネルギー発電施設（新日野上小水力発電所、新石見小水力発電所、石見東太陽光発電所）を運営しています。</u> <u>_____</u>これら3基の総発電量は、町内一般家庭の消費電力の約50%に当たります。これ以外にも、鳥取県企業局による若松川小水力発電所が稼働しています。また、民間による太陽光発電、木質バイオマスガス化発電が計画されており、町内一般家庭の電気はすべて再生可能エネルギーで賄える計算になります。 (省略)</p> <p>(2) ~ (3) (省略)</p>	<p>10 集落の整備 (省略)</p> <p>11 地域文化の振興等 (1) 現況と問題点 (省略)</p> <p>(2) その対策 (省略) また、地域に残された貴重な伝統文化、歴史、芸能など、地域文化の所蔵、管理、保存や活用のため、郷土資料館の整備や指定文化財等をはじめとする歴史的・文化的資源の保存・継承を進め、地域と連携を<u>図り</u>ながら取り組みの推進及び支援を行います。 図書館については、出前図書館<u>_____</u>を通じて利用者の拡大に取り組むとともに、インターネット予約などの便利な機能の周知に努め、サービスが浸透していくよう働きかけていきます。 (省略)</p> <p>(3) 計画 (省略)</p> <p>12 再生可能エネルギーの利用の促進 (1) 現況と問題点 (省略) 現在、<u>本町が運営に関わっている再生可能エネルギー発電施設は、町営の新石見小水力発電所と石見東太陽光発電所、町が出資する株式会社日南町小水力発電公社が運営する新日野上小水力発電所の3基があります。</u>これら3基の総発電量は、町内一般家庭の消費電力の約50%に当たります。これ以外にも、鳥取県企業局による若松川小水力発電所が稼働しています。また、民間による太陽光発電、木質バイオマスガス化発電が計画されており、町内一般家庭の電気はすべて再生可能エネルギーで賄える計算になります。 (省略)</p> <p>(2) ~ (3) (省略)</p>

議案第7号

日南町課設置条例等の一部改正について

次のとおり、日南町課設置条例等の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

日南町長 中村 英明

日南町課設置条例等の一部を改正する条例

(日南町課設置条例の一部改正)

第1条 日南町課設置条例(平成19年日南町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第7項の規定に基づき、次の課を置く。</p> <p>総務課 <u>地域づくり推進課</u> 住民課 福祉保健課 農林課 建設課</p> <p>第2条 各課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 <u>(1)～(9) (略)</u> (削る) (削る) <u>(10) (略)</u></p> <p><u>地域づくり推進課</u> <u>(1)～(17) (略)</u> <u>(18) SDGs の推進に関すること。</u></p> <p><u>住民課</u> <u>(1)～(13) (略)</u> <u>(14) 児童手当制度に関すること。</u></p>	<p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第7項の規定に基づき、次の課を置く。</p> <p>総務課 <u>企画課</u> 住民課 福祉保健課 農林課 建設課</p> <p>第2条 各課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 <u>(1)～(9) (略)</u> <u>(10) 人権・同和対策及び人権擁護に関すること。</u> <u>(11) 男女共同参画行政に関すること。</u> <u>(12) (略)</u></p> <p><u>企画課</u> <u>(1)～(17) (略)</u> <u>(追加)</u></p> <p><u>住民課</u> <u>(1)～(13) (略)</u> <u>(追加)</u></p>

(15) 特別医療費助成制度に関すること。

(追加)

備考 改正部分は下線の部分である。

(日南町議会委員会条例の一部改正)

第2条 日南町議会委員会条例（昭和45年日南町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
名称	定数	所管事項	名称	定数	所管事項
総務教育常任委員会	6人	総務課、 <u>地域づくり推進課</u> 、住民課、教育委員会に属する事項及び他の常任委員会に属しない事項	総務教育常任委員会	6人	総務課、 <u>企画課</u> 、住民課、教育委員会に属する事項及び他の常任委員会に属しない事項
経済福祉常任委員会	6人	農林課、農業委員会、建設課、福祉保健課、日南病院に属する事項	経済福祉常任委員会	6人	農林課、農業委員会、建設課、福祉保健課、日南病院に属する事項
議会広報常任委員会	6人	議会だよりの編集及び発行に関する事項	議会広報常任委員会	6人	議会だよりの編集及び発行に関する事項

備考 改正部分は下線の部分である。

(日南町行政改革推進委員会設置条例の一部改正)

第3条 日南町行政改革推進委員会設置条例(昭和60年日南町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>地域づくり推進課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>企画課</u> において処理する。

備考 改正部分は下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号

日南町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

日南町長 中村 英明

日南町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

第1条 日南町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年日南町条例第20号）第2条の改正後の欄の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>2～9（略）</p> <p>10 法 _____ 第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる<u>基準給料月額</u>のうち、日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年日南町条例第33号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～10（略）</p> <p>（定年引上げに伴う特例）</p> <p>11 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第13項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属</p>	<p>（昇給等の基準）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2～9（略）</p> <p>10 <u>地方公務員法</u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる<u>給料額</u>のうち、日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年日南町条例第33号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～10（略）</p> <p>（定年引上げに伴う特例）</p> <p>11 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第13項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属</p>

する職務の級並びに同条第3項、第4項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)(育児短時間勤務職員にあっては、当該額に算出率を乗じて得た額)とする。

12 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) (略)
- (2) 日南町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年日南町条例第20号)による改正前の日南町職員の定年等に関する条例(昭和59年日南町条例第2号)第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
- (3) 日南町職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法 第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職員
- (4)・(5) (略)

13 法 第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第15項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額

する職務の級並びに同条第3項、第4項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。

_____) _____
_____とする。

12 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) (略)
- (2) 日南町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年日南町条例第20号)による改正前の日南町職員の定年等に関する条例(昭和59年日南町条例第2号)第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
- (3) 日南町職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職員
- (4)・(5) (略)

13 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第15項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額

に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以降、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

14～16 (略)

(削る)

17 (略)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時勤務職員	1	円 150,100	円 198,500	円 234,400	円 266,000	円 290,700	円 319,200

に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以降、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

14～16 (略)

17 附則第13項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第19条第5項(第20条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第13項、第15項又は第16項の規定による給料の額との合計額」とする。

18 (略)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職	1	円 146,100	円 195,500	円 231,500	円 264,200	円 289,700	円 319,200

以外の職員

2	<u>151,200</u>	<u>200,300</u>	<u>236,000</u>	<u>267,700</u>	<u>292,900</u>	321,400
3	<u>152,400</u>	<u>202,100</u>	<u>237,500</u>	<u>269,200</u>	<u>295,000</u>	323,700
4	<u>153,500</u>	<u>203,900</u>	<u>239,000</u>	<u>271,000</u>	<u>297,000</u>	325,900
5	<u>154,600</u>	<u>205,400</u>	<u>240,300</u>	<u>272,700</u>	<u>298,800</u>	328,100
6	<u>155,700</u>	<u>207,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,500</u>	<u>300,800</u>	330,100
7	<u>156,800</u>	<u>209,000</u>	<u>243,400</u>	<u>276,300</u>	<u>302,600</u>	332,300
8	<u>157,900</u>	<u>210,800</u>	<u>244,900</u>	<u>278,300</u>	<u>304,200</u>	334,500
9	<u>158,900</u>	<u>212,400</u>	<u>246,000</u>	<u>280,200</u>	<u>306,100</u>	336,400
10	<u>160,300</u>	<u>214,200</u>	<u>247,500</u>	<u>282,200</u>	<u>308,400</u>	338,600
11	<u>161,600</u>	<u>216,000</u>	<u>249,000</u>	<u>284,100</u>	<u>310,600</u>	340,600
12	<u>162,900</u>	<u>217,800</u>	<u>250,300</u>	<u>286,000</u>	<u>312,900</u>	342,800
13	<u>164,100</u>	<u>219,200</u>	<u>251,800</u>	<u>287,900</u>	<u>315,000</u>	344,600
14	<u>165,600</u>	<u>221,000</u>	<u>253,000</u>	<u>289,700</u>	<u>317,100</u>	346,600
15	<u>167,100</u>	<u>222,700</u>	<u>254,300</u>	<u>291,200</u>	<u>319,300</u>	348,600
16	<u>168,700</u>	<u>224,500</u>	<u>255,500</u>	<u>292,600</u>	<u>321,400</u>	350,600
17	<u>169,800</u>	<u>226,100</u>	<u>256,800</u>	<u>294,400</u>	<u>323,300</u>	352,300

員以外の職員

2	<u>147,200</u>	<u>197,300</u>	<u>233,100</u>	<u>266,000</u>	<u>291,900</u>	321,400
3	<u>148,400</u>	<u>199,100</u>	<u>234,600</u>	<u>267,800</u>	<u>294,000</u>	323,700
4	<u>149,500</u>	<u>200,900</u>	<u>236,200</u>	<u>269,900</u>	<u>296,000</u>	325,900
5	<u>150,600</u>	<u>202,400</u>	<u>237,600</u>	<u>271,600</u>	<u>297,900</u>	328,100
6	<u>151,700</u>	<u>204,200</u>	<u>239,300</u>	<u>273,400</u>	<u>300,000</u>	330,100
7	<u>152,800</u>	<u>206,000</u>	<u>240,800</u>	<u>275,200</u>	<u>302,200</u>	332,300
8	<u>153,900</u>	<u>207,800</u>	<u>242,400</u>	<u>277,200</u>	<u>304,200</u>	334,500
9	<u>154,900</u>	<u>209,400</u>	<u>243,500</u>	<u>279,200</u>	<u>306,100</u>	336,400
10	<u>156,300</u>	<u>211,200</u>	<u>245,000</u>	<u>281,200</u>	<u>308,400</u>	338,600
11	<u>157,600</u>	<u>213,000</u>	<u>246,600</u>	<u>283,100</u>	<u>310,600</u>	340,600
12	<u>158,900</u>	<u>214,800</u>	<u>247,900</u>	<u>285,000</u>	<u>312,900</u>	342,800
13	<u>160,100</u>	<u>216,200</u>	<u>249,400</u>	<u>287,000</u>	<u>315,000</u>	344,600
14	<u>161,600</u>	<u>218,000</u>	<u>250,800</u>	<u>288,900</u>	<u>317,100</u>	346,600
15	<u>163,100</u>	<u>219,700</u>	<u>252,100</u>	<u>290,800</u>	<u>319,300</u>	348,600
16	<u>164,700</u>	<u>221,500</u>	<u>253,500</u>	<u>292,600</u>	<u>321,400</u>	350,600
17	<u>165,900</u>	<u>223,200</u>	<u>255,000</u>	<u>294,400</u>	<u>323,300</u>	352,300

18	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>	<u>258,200</u>	296,400	325,300	354,300
19	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>	<u>259,600</u>	298,500	327,300	356,100
20	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>	<u>261,100</u>	300,500	329,300	358,000
21	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>	<u>262,700</u>	302,400	331,000	359,900
22	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>	<u>264,400</u>	304,500	333,100	361,800
23	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>	<u>266,000</u>	306,500	335,100	363,800
24	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>	<u>267,600</u>	308,600	337,200	365,700
25	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>	<u>269,400</u>	310,300	338,600	367,700
26	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>	<u>271,200</u>	312,400	340,500	369,600
27	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>	<u>272,900</u>	314,400	342,400	371,600
28	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,600</u>	316,400	344,300	373,600
29	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	<u>276,200</u>	318,100	345,900	375,100
30	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	<u>277,900</u>	320,100	347,800	376,900
31	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	<u>279,700</u>	322,200	349,700	378,700
32	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	<u>281,200</u>	324,300	351,500	380,300
33	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	<u>282,400</u>	325,500	353,400	382,100

18	<u>167,400</u>	<u>224,900</u>	<u>256,500</u>	296,400	325,300	354,300
19	<u>168,900</u>	<u>226,500</u>	<u>258,200</u>	298,500	327,300	356,100
20	<u>170,400</u>	<u>228,100</u>	<u>260,000</u>	300,500	329,300	358,000
21	<u>171,700</u>	<u>229,500</u>	<u>261,600</u>	302,400	331,000	359,900
22	<u>174,400</u>	<u>231,200</u>	<u>263,300</u>	304,500	333,100	361,800
23	<u>177,000</u>	<u>232,800</u>	<u>264,900</u>	306,500	335,100	363,800
24	<u>179,600</u>	<u>234,400</u>	<u>266,500</u>	308,600	337,200	365,700
25	<u>182,200</u>	<u>235,400</u>	<u>268,400</u>	310,300	338,600	367,700
26	<u>183,900</u>	<u>236,900</u>	<u>270,200</u>	312,400	340,500	369,600
27	<u>185,500</u>	<u>238,300</u>	<u>271,900</u>	314,400	342,400	371,600
28	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>273,600</u>	316,400	344,300	373,600
29	<u>188,700</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	318,100	345,900	375,100
30	<u>190,400</u>	<u>241,900</u>	<u>277,000</u>	320,100	347,800	376,900
31	<u>192,200</u>	<u>242,900</u>	<u>278,800</u>	322,200	349,700	378,700
32	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>	<u>280,300</u>	324,300	351,500	380,300
33	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>	<u>281,800</u>	325,500	353,400	382,100

34	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	<u>284,100</u>	327,500	355,200	383,500
35	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	<u>285,700</u>	329,400	357,000	385,000
36	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	287,400	331,500	358,700	386,600
37	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	289,000	333,400	360,100	388,000
38	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	290,700	335,300	361,400	389,200
39	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	292,500	337,300	362,800	390,400
40	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	294,300	339,200	364,200	391,500
41	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	295,800	341,100	365,500	392,600
42	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	297,500	343,000	366,400	393,800
43	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	299,000	344,800	367,500	395,000
44	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>	300,600	346,700	368,600	396,100
45	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>	302,200	348,200	369,400	396,800
46	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>	303,900	349,600	370,300	397,500
47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	305,500	351,100	371,200	398,200
48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	307,200	352,600	372,100	398,900
49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	308,100	354,200	373,000	399,500

34	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>	<u>283,700</u>	327,500	355,200	383,500
35	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>	<u>285,500</u>	329,400	357,000	385,000
36	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>	287,400	331,500	358,700	386,600
37	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>	289,000	333,400	360,100	388,000
38	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>	290,700	335,300	361,400	389,200
39	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>	292,500	337,300	362,800	390,400
40	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>	294,300	339,200	364,200	391,500
41	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>	295,800	341,100	365,500	392,600
42	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>	297,500	343,000	366,400	393,800
43	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>	299,000	344,800	367,500	395,000
44	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>	300,600	346,700	368,600	396,100
45	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>	302,200	348,200	369,400	396,800
46	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>	303,900	349,600	370,300	397,500
47	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>	305,500	351,100	371,200	398,200
48	<u>215,200</u>	<u>263,600</u>	307,200	352,600	372,100	398,900
49	<u>216,300</u>	<u>264,700</u>	308,100	354,200	373,000	399,500

	50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	309,600	355,000	373,800	400,100
	51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	311,100	356,200	374,600	400,600
	52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	312,700	357,200	375,400	401,000
	53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	314,300	358,100	376,100	401,400
	54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	315,900	359,200	376,800	401,700
	55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	317,500	360,100	377,500	402,000
	56	<u>226,000</u>	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
	57	<u>226,300</u>	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
	58	<u>227,100</u>	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
	59	<u>227,800</u>	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
	60	<u>228,500</u>	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
	61	<u>229,200</u>	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
	62	<u>230,000</u>	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
	63	<u>230,700</u>	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
	64	<u>231,300</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
	65	<u>231,900</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000

	50	<u>217,400</u>	<u>265,800</u>	309,600	355,000	373,800	400,100
	51	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>	311,100	356,200	374,600	400,600
	52	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>	312,700	357,200	375,400	401,000
	53	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>	314,300	358,100	376,100	401,400
	54	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>	315,900	359,200	376,800	401,700
	55	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>	317,500	360,100	377,500	402,000
	56	<u>223,500</u>	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
	57	<u>223,800</u>	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
	58	<u>224,600</u>	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
	59	<u>225,400</u>	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
	60	<u>226,100</u>	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
	61	<u>226,800</u>	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
	62	<u>227,800</u>	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
	63	<u>228,600</u>	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
	64	<u>229,400</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
	65	<u>230,100</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000

66	<u>232,500</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	<u>233,100</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	<u>233,800</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	<u>234,500</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	<u>235,100</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	<u>235,600</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	<u>236,300</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	<u>237,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	<u>237,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	<u>238,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	<u>238,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	<u>239,300</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	<u>240,000</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	<u>240,700</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	<u>241,200</u>	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	<u>241,700</u>	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200

66	<u>230,800</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	<u>231,700</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	<u>232,700</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	<u>233,400</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	<u>234,000</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	<u>234,500</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	<u>235,200</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	<u>236,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	<u>236,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	<u>237,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	<u>237,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	<u>238,400</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	<u>239,100</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	<u>239,800</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	<u>240,300</u>	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	<u>240,800</u>	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200

82	<u>242,300</u>	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	<u>242,900</u>	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	<u>243,400</u>	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	<u>243,900</u>	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	<u>244,500</u>	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	<u>245,100</u>	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600	<u>381,300</u>	<u>393,200</u>	
95		295,200	343,100	<u>381,600</u>	<u>393,400</u>	
96		295,600	343,500	<u>381,900</u>	<u>393,600</u>	
97		295,800	343,700	<u>382,200</u>	<u>393,800</u>	

82	<u>241,500</u>	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	<u>242,200</u>	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	<u>242,900</u>	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	<u>243,500</u>	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	<u>244,200</u>	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	<u>244,900</u>	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			

	98	296,100	344,100	<u>382,500</u>	<u>394,000</u>
	99	296,500	344,500	<u>382,800</u>	<u>394,200</u>
	100	296,900	344,800	<u>383,100</u>	<u>394,400</u>
	101	297,100	345,100	<u>383,400</u>	<u>394,600</u>
	102	297,400	345,500	<u>383,700</u>	<u>394,800</u>
	103	297,800	345,900	<u>384,000</u>	<u>395,000</u>
	104	298,100	346,300	<u>384,300</u>	<u>395,200</u>
	105	298,300	346,800	<u>384,600</u>	<u>395,400</u>
	106	298,600	347,200	<u>384,900</u>	<u>395,600</u>
	107	299,000	347,600	<u>385,200</u>	<u>395,800</u>
	108	299,300	348,000		<u>396,000</u>
	109	299,500	348,500		<u>396,200</u>
	110	299,900	348,900		<u>396,400</u>
	111	300,300	349,200		<u>396,600</u>
	112	300,600	349,500		
	113	300,800	350,000		

	98	296,100	344,100		
	99	296,500	344,500		
	100	296,900	344,800		
	101	297,100	345,100		
	102	297,400	345,500		
	103	297,800	345,900		
	104	298,100	346,300		
	105	298,300	346,800		
	106	298,600	347,200		
	107	299,000	347,600		
	108	299,300	348,000		
	109	299,500	348,500		
	110	299,900	348,900		
	111	300,300	349,200		
	112	300,600	349,500		
	113	300,800	350,000		

	114		301,000							114		301,000					
	115		301,300							115		301,300					
	116		301,700							116		301,700					
	117		301,900							117		301,900					
	118		302,100							118		302,100					
	119		302,400							119		302,400					
	120		302,700							120		302,700					
	121		303,100							121		303,100					
	122		303,300							122		303,300					
	123		303,600							123		303,600					
	124		303,900							124		303,900					
	125		304,200							125		304,200					
定年前再任用 短時間勤務職 員		<u>基準給</u>	<u>基準給</u>	<u>基準給</u>	<u>基準給</u>	<u>基準給</u>	<u>基準給</u>										
		料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100			187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100		

備考 改正部分は下線の部分である。

第2条 日南町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例第2条の改正前の欄の一部を次のように改正する。

改正後								改正前							
別表第1(第3条関係)								別表第1(第3条関係)							
行政職給料表								行政職給料表							
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200		1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400		2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700		3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900		4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100		5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100		6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300		7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500		

9	<u>158,900</u>	<u>212,400</u>	<u>246,000</u>	<u>280,200</u>	306,100	336,400
10	<u>160,300</u>	<u>214,200</u>	<u>247,500</u>	<u>282,200</u>	308,400	338,600
11	<u>161,600</u>	<u>216,000</u>	<u>249,000</u>	<u>284,100</u>	310,600	340,600
12	<u>162,900</u>	<u>217,800</u>	<u>250,300</u>	<u>286,000</u>	312,900	342,800
13	<u>164,100</u>	<u>219,200</u>	<u>251,800</u>	<u>287,900</u>	315,000	344,600
14	<u>165,600</u>	<u>221,000</u>	<u>253,000</u>	<u>289,700</u>	317,100	346,600
15	<u>167,100</u>	<u>222,700</u>	<u>254,300</u>	<u>291,200</u>	319,300	348,600
16	<u>168,700</u>	<u>224,500</u>	<u>255,500</u>	<u>292,600</u>	321,400	350,600
17	<u>169,800</u>	<u>226,100</u>	<u>256,800</u>	<u>294,400</u>	323,300	352,300
18	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>	<u>258,200</u>	<u>296,400</u>	325,300	354,300
19	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>	<u>259,600</u>	<u>298,500</u>	327,300	356,100
20	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>	<u>261,100</u>	<u>300,500</u>	329,300	358,000
21	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>	<u>262,700</u>	<u>302,400</u>	331,000	359,900
22	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>	<u>264,400</u>	<u>304,500</u>	333,100	361,800
23	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>	<u>266,000</u>	<u>306,500</u>	335,100	363,800
24	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>	<u>267,600</u>	<u>308,600</u>	337,200	365,700

9	<u>154,900</u>	<u>209,400</u>	<u>243,500</u>	<u>279,200</u>	306,100	336,400
10	<u>156,300</u>	<u>211,200</u>	<u>245,000</u>	<u>281,200</u>	308,400	338,600
11	<u>157,600</u>	<u>213,000</u>	<u>246,600</u>	<u>283,100</u>	310,600	340,600
12	<u>158,900</u>	<u>214,800</u>	<u>247,900</u>	<u>285,000</u>	312,900	342,800
13	<u>160,100</u>	<u>216,200</u>	<u>249,400</u>	<u>287,000</u>	315,000	344,600
14	<u>161,600</u>	<u>218,000</u>	<u>250,800</u>	<u>288,900</u>	317,100	346,600
15	<u>163,100</u>	<u>219,700</u>	<u>252,100</u>	<u>290,800</u>	319,300	348,600
16	<u>164,700</u>	<u>221,500</u>	<u>253,500</u>	<u>292,600</u>	321,400	350,600
17	<u>165,900</u>	<u>223,200</u>	<u>255,000</u>	<u>294,400</u>	323,300	352,300
18	<u>167,400</u>	<u>224,900</u>	<u>256,500</u>	<u>296,400</u>	325,300	354,300
19	<u>168,900</u>	<u>226,500</u>	<u>258,200</u>	<u>298,500</u>	327,300	356,100
20	<u>170,400</u>	<u>228,100</u>	<u>260,000</u>	<u>300,500</u>	329,300	358,000
21	<u>171,700</u>	<u>229,500</u>	<u>261,600</u>	<u>302,400</u>	331,000	359,900
22	<u>174,400</u>	<u>231,200</u>	<u>263,300</u>	<u>304,500</u>	333,100	361,800
23	<u>177,000</u>	<u>232,800</u>	<u>264,900</u>	<u>306,500</u>	335,100	363,800
24	<u>179,600</u>	<u>234,400</u>	<u>266,500</u>	<u>308,600</u>	337,200	365,700

25	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>	<u>269,400</u>	310,300	338,600	367,700
26	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>	<u>271,200</u>	312,400	340,500	369,600
27	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>	<u>272,900</u>	314,400	342,400	371,600
28	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,600</u>	316,400	344,300	373,600
29	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	<u>276,200</u>	318,100	345,900	375,100
30	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	<u>277,900</u>	320,100	347,800	376,900
31	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	<u>279,700</u>	322,200	349,700	378,700
32	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	<u>281,200</u>	324,300	351,500	380,300
33	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	<u>282,400</u>	325,500	353,400	382,100
34	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	<u>284,100</u>	327,500	355,200	383,500
35	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	<u>285,700</u>	329,400	357,000	385,000
36	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	<u>287,400</u>	331,500	358,700	386,600
37	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	<u>289,000</u>	333,400	360,100	388,000
38	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	<u>290,700</u>	335,300	361,400	389,200
39	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	<u>292,500</u>	337,300	362,800	390,400
40	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	<u>294,300</u>	339,200	364,200	391,500

25	<u>182,200</u>	<u>235,400</u>	<u>268,400</u>	310,300	338,600	367,700
26	<u>183,900</u>	<u>236,900</u>	<u>270,200</u>	312,400	340,500	369,600
27	<u>185,500</u>	<u>238,300</u>	<u>271,900</u>	314,400	342,400	371,600
28	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>273,600</u>	316,400	344,300	373,600
29	<u>188,700</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	318,100	345,900	375,100
30	<u>190,400</u>	<u>241,900</u>	<u>277,000</u>	320,100	347,800	376,900
31	<u>192,200</u>	<u>242,900</u>	<u>278,800</u>	322,200	349,700	378,700
32	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>	<u>280,300</u>	324,300	351,500	380,300
33	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>	<u>281,800</u>	325,500	353,400	382,100
34	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>	<u>283,700</u>	327,500	355,200	383,500
35	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>	<u>285,500</u>	329,400	357,000	385,000
36	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>	<u>287,400</u>	331,500	358,700	386,600
37	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>	<u>289,000</u>	333,400	360,100	388,000
38	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>	<u>290,700</u>	335,300	361,400	389,200
39	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>	<u>292,500</u>	337,300	362,800	390,400
40	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>	<u>294,300</u>	339,200	364,200	391,500

41	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	295,800	341,100	365,500	392,600
42	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	297,500	343,000	366,400	393,800
43	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	299,000	344,800	367,500	395,000
44	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>	300,600	346,700	368,600	396,100
45	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>	302,200	348,200	369,400	396,800
46	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>	303,900	349,600	370,300	397,500
47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	305,500	351,100	371,200	398,200
48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	307,200	352,600	372,100	398,900
49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	308,100	354,200	373,000	399,500
50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	309,600	355,000	373,800	400,100
51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	311,100	356,200	374,600	400,600
52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	312,700	357,200	375,400	401,000
53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	314,300	358,100	376,100	401,400
54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	315,900	359,200	376,800	401,700
55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	317,500	360,100	377,500	402,000
56	<u>226,000</u>	<u>273,100</u>	319,000	361,200	378,200	402,300

41	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>	295,800	341,100	365,500	392,600
42	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>	297,500	343,000	366,400	393,800
43	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>	299,000	344,800	367,500	395,000
44	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>	300,600	346,700	368,600	396,100
45	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>	302,200	348,200	369,400	396,800
46	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>	303,900	349,600	370,300	397,500
47	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>	305,500	351,100	371,200	398,200
48	<u>215,200</u>	<u>263,600</u>	307,200	352,600	372,100	398,900
49	<u>216,300</u>	<u>264,700</u>	308,100	354,200	373,000	399,500
50	<u>217,400</u>	<u>265,800</u>	309,600	355,000	373,800	400,100
51	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>	311,100	356,200	374,600	400,600
52	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>	312,700	357,200	375,400	401,000
53	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>	314,300	358,100	376,100	401,400
54	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>	315,900	359,200	376,800	401,700
55	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>	317,500	360,100	377,500	402,000
56	<u>223,500</u>	<u>273,100</u>	319,000	361,200	378,200	402,300

57	<u>226,300</u>	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	<u>227,100</u>	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	<u>227,800</u>	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	<u>228,500</u>	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	<u>229,200</u>	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	<u>230,000</u>	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	<u>230,700</u>	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	<u>231,300</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	<u>231,900</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	<u>232,500</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	<u>233,100</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	<u>233,800</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	<u>234,500</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	<u>235,100</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	<u>235,600</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	<u>236,300</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000

57	<u>223,800</u>	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	<u>224,600</u>	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	<u>225,400</u>	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	<u>226,100</u>	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	<u>226,800</u>	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	<u>227,800</u>	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	<u>228,600</u>	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	<u>229,400</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	<u>230,100</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	<u>230,800</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	<u>231,700</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	<u>232,700</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	<u>233,400</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	<u>234,000</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	<u>234,500</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	<u>235,200</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000

73	<u>237,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	<u>237,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	<u>238,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	<u>238,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	<u>239,300</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	<u>240,000</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	<u>240,700</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	<u>241,200</u>	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	<u>241,700</u>	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	<u>242,300</u>	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	<u>242,900</u>	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	<u>243,400</u>	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	<u>243,900</u>	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	<u>244,500</u>	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	<u>245,100</u>	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	

73	<u>236,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	<u>236,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	<u>237,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	<u>237,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	<u>238,400</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	<u>239,100</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	<u>239,800</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	<u>240,300</u>	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	<u>240,800</u>	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	<u>241,500</u>	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	<u>242,200</u>	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	<u>242,900</u>	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	<u>243,500</u>	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	<u>244,200</u>	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	<u>244,900</u>	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	

89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,900	342,600	381,300	393,200
95		295,200	343,100	381,600	393,400
96		295,600	343,500	381,900	393,600
97		295,800	343,700	382,200	393,800
98		296,100	344,100	382,500	394,000
99		296,500	344,500	382,800	394,200
100		296,900	344,800	383,100	394,400
101		297,100	345,100	383,400	394,600
102		297,400	345,500	383,700	394,800
103		297,800	345,900	384,000	395,000
104		298,100	346,300	384,300	395,200

89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,900	342,600		
95		295,200	343,100		
96		295,600	343,500		
97		295,800	343,700		
98		296,100	344,100		
99		296,500	344,500		
100		296,900	344,800		
101		297,100	345,100		
102		297,400	345,500		
103		297,800	345,900		
104		298,100	346,300		

105	298,300	346,800	384,600	395,400
106	298,600	347,200	384,900	395,600
107	299,000	347,600	385,200	395,800
108	299,300	348,000		396,000
109	299,500	348,500		396,200
110	299,900	348,900		396,400
111	300,300	349,200		396,600
112	300,600	349,500		
113	300,800	350,000		
114	301,000			
115	301,300			
116	301,700			
117	301,900			
118	302,100			
119	302,400			
120	302,700			

105	298,300	346,800		
106	298,600	347,200		
107	299,000	347,600		
108	299,300	348,000		
109	299,500	348,500		
110	299,900	348,900		
111	300,300	349,200		
112	300,600	349,500		
113	300,800	350,000		
114	301,000			
115	301,300			
116	301,700			
117	301,900			
118	302,100			
119	302,400			
120	302,700			

	121		303,100				
	122		303,300				
	123		303,600				
	124		303,900				
	125		304,200				
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

	121		303,100				
	122		303,300				
	123		303,600				
	124		303,900				
	125		304,200				
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 改正部分は下線の部分である。

第3条 日南町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例第3条の改正後の欄の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(定年引上げに伴う特例)</p> <p>6 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、規則で定める当該職員の属する職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p>	<p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(定年引上げに伴う特例)</p> <p>6 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、規則で定める当該職員の属する職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)と</p>

備考 改正部分は下線の部分である。

第4条 日南町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例第4条の改正後の欄の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(定年引上げに伴う給与の特例)</p> <p>2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第4項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未滿の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未滿の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(定年引上げに伴う給与の特例)</p> <p>2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第4項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未滿の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p>

備考 改正部分は下線の部分である

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

日南町長 中村 英明

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年日南町条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「 <u>100分の165.0</u> 」とする。	(期末手当) 第6条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第10号

日南町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

日南町長 中村 英明

日南町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日南町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和46年日南町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員ゝの期末手当の額は、給料月額ゝの100分の120に相当する額に日南町職員ゝの給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額による。この場合において、その例によることとされる日南町職員ゝの給与に関する条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165.0</u>」とする。</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>町長</td><td>810,000 円</td></tr><tr><td>副町長</td><td>650,000 円</td></tr><tr><td>教育長</td><td>588,000 円</td></tr></tbody></table>	職名	給料月額	町長	810,000 円	副町長	650,000 円	教育長	588,000 円	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員ゝの期末手当の額は、給料月額ゝの100分の120に相当する額に日南町職員ゝの給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額による。この場合において、その例によることとされる日南町職員ゝの給与に関する条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>町長</td><td>810,000 円</td></tr><tr><td>副町長</td><td>650,000 円</td></tr><tr><td>教育長</td><td>570,000 円</td></tr></tbody></table>	職名	給料月額	町長	810,000 円	副町長	650,000 円	教育長	570,000 円
職名	給料月額																
町長	810,000 円																
副町長	650,000 円																
教育長	588,000 円																
職名	給料月額																
町長	810,000 円																
副町長	650,000 円																
教育長	570,000 円																

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第11号

日南町特別会計条例の一部改正について

次のとおり、日南町特別会計条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

日南町長 中村 英明

日南町特別会計条例の一部を改正する条例

日南町特別会計条例（昭和39年日南町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。 (1)～(5) (略) <u>(6) 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計</u>	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。 (1)～(5) (略) <u>(追加)</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計の廃止)
- 2 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計は、令和7年3月31日に廃止する。
(経過措置)
- 3 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計の廃止の際、同会計に属する余剰金は、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約（平成13年施行）第2条に定める当該事務を担当する、幹事町村に帰属するものとする。

議案第12号

日南町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり、日南町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

日南町長 中村 英明

日南町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日南町国民健康保険条例（昭和45年日南町条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>48万8千円</u> を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書きの規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに1万2千円を上限として加算するものとする。 2 (略)	(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8千円</u> を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書きの規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに1万2千円を上限として加算するものとする。 2 (略)

備考 改正部分は下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

日南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

次のとおり、日南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

日南町長 中村 英明

日南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

できる。

第13条 削除

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3～5 (略)

できる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3～5 (略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

(日南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 日南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年日南町条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1章 特定教育保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第2款 運営に関する基準</p> <p><u>第26条 削除</u></p>	<p>第1章 特定教育保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第2款 運営に関する基準</p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><u>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

<p>(職員)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したもの<u>(新たに放課後児童健全育成事業に従事することとなつた日から2年を経過する日の属する年度の末日までに修了することを予定している者を含む。)</u>でなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第11条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したもの_____</p> <p>_____でなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第12条 (略)</p>
--	---

<p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(職員の経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の日から平成 32 年 3 月 31 日までの間、第 9 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成 32 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</u></p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 13 条の改正規定及び第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

(日南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の日南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 7 条の 3 第 2 項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるとき

は、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(日南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の日南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

○西部市町村の消防団員任用要件、定員、現在の団員数及び充足率

市町村	条例における任用要件	居住地要件	年齢上限	条例定員	団員数及び充足率 (R4.6.1 時点)	
米子市	(1) 本市の区域内に居住し、勤務し、又は通学していること。 (2) 年齢 18 歳以上であること。 (3) 志操堅固かつ身体強健であること。	無	無	544 人	528 人	97.1%
境港市	(1) 本市に居住又は勤務している者 (2) 年齢 18 歳以上の者 (3) 志操堅固、身体強健であって、公共的精神がおう盛である者	無	無	116 人	91 人	78.4%
日吉津村	団員は、本村に居住し、又は勤務する年齢満 18 歳以上、満 65 歳までの者で、志操堅固、身体強健であって団員たるに足る者の中から次の方法により任命する。	無	有	35 人	28 人	80.0%
大山町	団員は、本町に居住し、又は勤務する年齢満 18 歳以上の者で、志操堅固、身体強健であって団員たるに足るものの中から次の方法により任命する。	無	無	171 人	150 人	87.2%
伯耆町	(1) 町内に居住、又は勤務する者 (2) 18 歳以上の者 (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者	無	無	163 人	133 人	81.6%
南部町	団員は、本町に居住し、又は勤務する年齢満 18 歳以上満 48 歳までの者で、志操堅固、身体強健であって団員たるに足る者の中から次の方法により任命する。	無	有	148 人	124 人	83.8%
江府町	団員は、本町に居住する年齢満 18 歳以上、満 60 歳までの者で、志操堅固、身体強健であって団員たるに足る者の中から次の方法により任命する。	有	有	60 人	46 人	76.7%
日野町	団員は、本町に居住又は勤務する年齢満 18 歳以上の者で、志操堅固、身体強健であって団員たるに足る者の中から次の方法により任命する。	無	無	64 人	62 人	96.9%
日南町	団員は、本町に居住する年齢満 18 歳以上、60 歳に到達した日以降最初の 3 月 31 日までの間にある者で、志操堅固、身体強健であって団員たるに足る者の中から次の方法により任命する。	有	有	103 人	98 人	95.1%

○日南町消防団各分団の定員と現在の団員数及び充足率

分団名	定員	団員数 (R5.2.1時点)	充足率
本部	2人	2人	100%
福栄分団	15人	15人	100%
石見分団	15人	15人	100%
阿毘縁分団	13人	10人	76.9%
大宮分団	13人	11人	84.6%
日野上分団	15人	15人	100%
多里分団	15人	15人	100%
山上分団	15人	15人	100%
合計	103人	98人	95.1%

議案第15号

日南町個人情報保護法施行条例の制定について

次のとおり、日南町個人情報保護法施行条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

日南町長 中村 英明

日南町個人情報保護法施行条例

日南町個人情報保護法施行条例を次のとおり制定する。

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

（不開示情報）

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報（当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある情報に限る。）とする。

（手数料等）

第4条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求者が保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付又は送付を求めた場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者が特定個人情報（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定

する特定個人情報をいう。以下同じ。)が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、当該写しの作成又は送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

(審査会への諮問)

第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次の事項を町長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務の目的
 - (3) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
 - (4) 個人情報の対象者の範囲
 - (5) 個人情報の記録項目
 - (6) 個人情報の収集方法
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。
- 3 第1項及び第2項の規定は、町の職員又は職員であった者の人事に関する事務については、適用しない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(日南町個人情報保護条例の廃止)

第2条 日南町個人情報保護条例（平成13年日南町条例第4号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の日南町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第10条の規定による職務上知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用してはなら

ない義務又は旧条例第11条第3項によるその業務に関して知り得た旧個人情報を漏らし、若しくは不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) この条例の施行の際現に旧実施機関から旧個人情報の処理その他の旧個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けたものである者又はこの条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の処理その他の旧個人情報の取り扱いを伴う業務の委託を受けたものであった者
 - (3) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに旧条例第6条の規定によりなされた個人情報取扱事務の届出等は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
 - 3 施行日前に旧条例第12条第1項、第2項、第3項若しくは第4項、第22条又は第23条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示及び訂正等については、なお従前の例による。
 - 4 施行日前に旧条例の規定により審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

議案第16号

日南町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

次のとおり、日南町議会の個人情報の保護に関する条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

日南町長 中村 英明

日南町議会の個人情報の保護に関する条例

日南町議会の個人情報の保護に関する条例を次のとおり制定する。

目次

- 第1章 総則(第1条－第3条)
- 第2章 個人情報等の取扱い(第4条－第15条)
- 第3章 個人情報ファイル(第16条)
- 第4章 開示、訂正及び利用停止等
 - 第1節 開示(第17条－第29条)
 - 第2節 訂正(第30条－第36条)
 - 第3節 利用停止(第37条－第42条)
 - 第4節 審査請求(第43条－第45条)
- 第5章 雑則(第46条－第52条)
- 第6章 罰則(第53条－第57条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日南町議会(以下「議会」という。)における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。
 - (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
 - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、日南町情報公開条例（平成13年日南町条例第3号。以下「情報公開条例」という。）第2条に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報及び仮名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
 - 9 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
 - 10 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
 - 11 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。
 - 12 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議会は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第19条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者若しくは他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会事務局の特定の職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第28条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第37条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第37条第1項	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

1 項 第 2 号		
-----------------	--	--

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第48条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第16条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 次条第1項、第30条第1項又は第37条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第30条第1項ただし書又は第37条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - オ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
 - カ アからオまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
 - (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止等

第1節 開示

(開示請求権)

第17条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第47条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第18条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第19条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第17条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第26条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を

除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある情報を除く。)

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 議長が第23条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第20条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別

符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第22条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第23条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第24条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内に行なければならない。ただし、第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第25条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第26条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第44条第2項第3号及び第45条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第23条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第19条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第21条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第44条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第27条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第23条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第28条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該

保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料)

第29条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

- 2 開示請求者が保有個人情報が記録されている公文書の写しの交付又は送付を求めた場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者が特定個人情報が記録されている公文書の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、当該写しの作成又は送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第30条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第37条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第28条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

- 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第47条において「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第31条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第32条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第33条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第34条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第31条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第35条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第36条 議長は、第33条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第37条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第47条において「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。
（利用停止請求の手続）

第38条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
 - 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第39条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第40条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第41条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内に行わなければならない。ただし、第38条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第42条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審査手続に関する規定の適用除外)

第43条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第45条 第26条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第46条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第47条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ確実に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第48条 議長は、議会における個人情報又は仮名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（個人情報の適正な取り扱いの確保）

第49条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（施行状況の公表）

第50条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（個人情報取扱事務の届出等）

第51条 議会は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次の事項を議長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、議長が定める事項

2 議会は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を議長に届け出なければならない。

3 第1項及び第2項の規定は、議会の職員又は職員であった者の人事に関する事務については、適用しない。

(委任)

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、町の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第23条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する

議案第17号

日南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

次のとおり、日南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

日南町長 中村 英明

日南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例

日南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を次のとおり制定する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項若しくは第2項、第4条、第5条、第6条第2項及び第7条第1項若しくは第2項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるもののほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務
(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、町民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
- 3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年日南町条例第33号)第16条に定める介護休業の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第3条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員又は第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が3年(前条に規定する場合に該当する場合は、5年。以下この項において同じ。)に満たない場合にあっては、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(任期付職員の給料)

第7条 任期付職員に、日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号。以下「給与条例」という。)別表第1再任用職員以外の職員の項に定める給料を支給する。ただし、第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員にあっては、当該短時間勤務職員の勤務日数及び勤務時間を考慮し、別に定める給料を支給する。

2 任命権者は、任期付職員の号給又は給料の額を、その者が従事する業務に応じて規則に定める基準により決定する。

(適用除外)

第8条 給与条例の適用について、給与条例第4条、第4条の2、第9条、第10条、第10条の2、第10条の3、第11条の2、第13条、第14条及び第15条の規定は、第2条第1項の規定により採用された任期付職員には適用しない。

2 給与条例の適用について、給与条例第4条、第4条の2、第9条、第10条、第10条の2、第10条の3及び第11条の2の規定は、第2条第2項の規定により採用された任期付職員には適用しない。

3 給与条例の適用について、給与条例第4条、第4条の2、第8条、第9条、第10条、第10条の2、第10条の3、第11条の2及び第18条の規定は、第4条の規定により採用された任期付き職員には適用しない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第18号

日南町学校給食費徴収条例の制定について

次のとおり、日南町学校給食費徴収条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

日南町長 中村 英明

日南町学校給食費徴収条例

日南町学校給食費徴収条例を次のとおり制定する。

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）の規定に基づき日南町が実施する学校給食について、保護者等が負担すべき学校給食費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食費の徴収)

第2条 町長は、学校給食を受ける日南町立学校の児童生徒の保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)及び教職員その他学校給食の提供を受ける者から学校給食費を徴収する。

(学校給食費の額)

第3条 学校給食費の額は教育委員会規則により定める。

(学校給食費の納入)

第4条 第2条に掲げる者は、教育委員会規則で定めるところにより学校給食費を納入しなければならない。

(学校給食費の徴収方法)

第5条 学校給食費は原則として口座振替により収めるものとする。

2 各月に徴収する学校給食費の納入期限は、5月から翌年3月までの各月の25日とする。

3 前項に規定する日が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日に該当するときは、その休日の翌日を納入期限とする。

4 町長は、特に必要と認めるときは、前項に規定する納入期限を延長することができる。

(学校給食費の補助)

第6条 町は、法第12条第2項に該当する児童生徒の保護者及び就学奨励制度を受けている児童生徒の保護者に対し学校給食費の額の全部又は一部を補助することができる。

(その他)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。